

平成17年 第1回(臨時)吉 岐 市 議 会 会 議 録(第1日)

議事日程(第1号)

平成17年2月14日 午後1時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 自給肥料供給施設建設工事請負契約の締結について 上程、説明、審議
原案可決

日程第4 議案第2号 中央水処理センター(本体)建設工事請負契約の変更について 上程、説明、審議
原案可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(57名)

1番 菊田 光孝君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 今西 徹也君
7番 平尾 典子君	8番 町田 正一君
9番 今西 菊乃君	10番 市山 和幸君
11番 田原 輝男君	12番 長島 清和君
13番 山下 澄夫君	14番 豊坂 敏文君
15番 富田 邦博君	16番 山下 正業君
17番 立石 和生君	18番 坂口健好志君
20番 橋本 早苗君	21番 立川 省司君
22番 鵜瀬 和博君	23番 中田 恭一君
24番 東谷 伸君	25番 馬場 忠裕君
26番 久間 進君	27番 小園 寛昭君
28番 眞弓 倉夫君	29番 大久保洪昭君
30番 山内 道夫君	31番 江川 漣君
32番 西村 勝人君	33番 大浦 利貞君
34番 榊原 伸君	35番 長岡 末大君

36番	酒井	昇君	37番	久間	初子君
38番	浦瀬	繁博君	39番	末永	浩君
40番	倉元	強弘君	41番	横山	重光君
43番	平畑	光君	44番	吉田	寛君
45番	吉富	忠臣君	46番	佐野	寛和君
48番	永田	實君	49番	森山	是蔵君
50番	山川	峯男君	51番	近藤	団一君
52番	牧永	護君	53番	品川	洋毅君
54番	長山	茂彌君	56番	赤木	英機君
57番	中村	瞳君	58番	入江	忠幸君
60番	原田	武士君	61番	深見	忠生君
62番	瀬戸口	和幸君			

欠席議員（5名）

19番	中村	出征雄君	42番	川添	隆君
47番	安川	芳一君	55番	川谷	力雄君
59番	立石	一郎君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	川富兵右エ門君	事務局課長	山川	英敏君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	松永	隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田	徹君	助役	澤木	満義君
収入役	布川	昌敏君	教育長	須藤	正人君
総務部長	松本	陽治君	市民生活部長	園田	省三君
産業経済部長	（ 欠 席 ）		建設部長	（ 欠 席 ）	
消防本部消防長	山川	明君	郷ノ浦支所長	吉永	正司君
勝本支所長	鳥巢	修君	芦辺支所長	立石	勝治君
石田支所長	喜多	丈美君			
教育次長兼教育総務課長				吉富	一敬君
総務課長	米本	実君	企画課長	山本	善勝君

合併プロジェクト室長			(欠 席)
情報管理課長	大浦 栄治君	財政課長	久田 賢一君
税務課長	浦 哲郎君	市民福祉課長	川畑 文隆君
保護課長	高下 莞司君	健康保健課長	小山田省三君
環境衛生課長	榊崎 精司君	農林課長	白石 廣信君
水産課長	今村 光一君	観光商工課長	西村 善明君
土木課長	長山 栄君	建築課長	酒村 泰治君
水道課長	松本 徳博君	会計課長	浦川 信久君
病院管理課長	上川 孝一君	公立病院事務長	竹下 立喜君
かたばる病院事務長代行			前田 正博君
農業委員会事務局長 ...	(欠 席)		
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長			山口浩太郎君
学校教育課長	長岡 信一君	生涯学習課長	目良 強君
文化財課長	山内 義夫君		

午後 1 時30分開会

議長（瀬戸口和幸君） ただいまの出席議員は 5 7 名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成 1 7 年第 1 回壱岐市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

. . .

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（瀬戸口和幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、1 7 番、立石和生議員及び 1 8 番、坂口健好志議員を指名いたします。

. . .

日程第 2 . 会期の決定

議長（瀬戸口和幸君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思います。御異議ありませんか。

{ 「異議なし」と呼ぶ者あり }

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定しました。

本臨時会の招集に当たり、市長よりあいさつの申し出がありますので、これを許します。長田市長。

市長（長田 徹君） 皆さん、こんにちは。本日は平成17年の第1回市議会の臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御繁忙の中御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

きょう、建設部長が診察のために欠席をしております。本臨時会は自給肥料供給施設建設工事に伴う契約議案及び中央水処理センター建設工事の契約変更の議案、計2件でございますが、慎重審議をいただきまして、ぜひ可決を賜りますようお願いをいたしまして、あいさつといたします。

日程第3．議案第1号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第3、議案第1号自給肥料供給施設建設工事請負契約の締結について議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、40番、倉元強弘議員の退場を求めます。

〔40番 倉元 強弘議員 退場〕

議長（瀬戸口和幸君） 本案について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

市民生活部長（園田 省三君） 議案第1号について御説明申し上げます。

自給肥料供給施設建設工事請負契約の締結について、自給肥料供給施設建設工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成17年2月14日提出、壱岐市長。

契約の目的、自給肥料供給施設建設工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、5億400万円。契約の相手方、壱岐市勝本町本宮仲触199番地、倉元・石尾特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社倉元建設代表取締役松本鶴夫。

提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要がございます。

次のページをお願いいたします。

工事内容につきましては、後もって完成予想図により御説明申し上げます。

工期につきましては、契約発行の日から平成18年3月27日までといたしております。

入札状況の経過につきましては記載のとおりでございますが、入札参加業者につきましては、市内業者による共同企業体でございます。

それでは、工事内容につきまして、カラーコピーの完成予想図によりまして御説明申し上げます。

建設場所につきましては、勝本町本宮西触字西古坊1366の6でございます。本宮八幡神社の西側になります。

図面右下の管理棟でございますが、鉄筋コンクリートづくり99.42平米で、管理棟内には電気設備室、事務所、6畳の研修室を配置しております。

左下の車庫棟89.6平米には、液肥散布車3台、畜尿収集車1台、計4台を収納するようにしております。

左中ほどの機械室棟207.5平米には、液肥投入口、整備槽78立米の2槽と機械設備を配置し、し尿搬入時にはセンサー感知によりシャッターが自動開閉し、臭気を外に漏れないよう計画しております。

機械室横の堆肥舎75.65平米では、一月当たり24立米の堆肥生産を予定しております。

堆肥車上の送風機室32平米では、機械室、貯留槽等の臭気を脱臭ファンにより吸引しまして土壌脱臭装置に送り、臭気を除外するようにしております。

図面中ほどの原料貯留槽300立米につきましては、時期的にし尿等の搬入が多い場合、本貯留槽に一時保管するように計画しております。

成熟槽880立米につきましては、調整槽で薬品添加した液肥を約30日程度で成熟させる設備でございます。

図面右上の液肥貯留槽2,220立米は成熟した液肥の貯留槽で、液肥散布車でくみ取り農地に還元するものでございます。

機械設備工事一式につきましては、それぞれの施設に伴う機械整備でございます。

外構工事一式は、舗装どめコンクリート、アスファルト舗装、門扉、敷地周囲のガードフェンス、ガードパイプ等の工事でございます。

植栽工事一式は、敷地内の植栽で、図面のように考えております。

なお、各貯留槽の表面は40センチ覆土しまして、張り芝によりコンクリートが露出しないようにしております。

平面的な全体配置図につきましては次のページに添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 説明が終わりましたので、議案調査研究のためしばらく休憩します。再開は13時50分とします。

午後1時40分休憩

午後1時50分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 第1に、各家庭から収集したバキュームカーが持ち込んで、そして処理をして時間的に、日数的にどんくらいかかるのか、そのシステムの流れの説明をまず願いたい。

2点目は、機械室があるわけですが、その機械によって順次図に示されたように処理がなされると思いますが、この機械室の中に入る機械はどういうものなのか、いわゆるわかりやすく説明を願うためには、現在芦辺町、石田町、郷ノ浦町それぞれ処理施設があるわけですが、この旧3町の機械と今度市でつくりますこの機械室に入る機械の違いがあれば、その説明も願いたいと思います。

以上、2点。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（園田 省三君） 60番議員にお答えいたします。

まず、収集をしてきました液肥についてでございますが、この機械室、ここでまず投入をいたします。そして、その中にバックセパレーターというものがあまして、これは繊維類、それとビニール類、そして液肥に分別をする機械でございます。ここで分別をしまして、繊維類は堆肥舎の方に送ります。そして、液肥については、この機械室の中にあります調整槽、これが78トンの槽が2つございます。この中に送るといふふうになっております。ここで約3日ほど、一つの槽に3日ほど入れまして、それからこの成熟槽に送るようになります。この調整槽では酵素剤を添加いたしまして、3日ほどここで寝かせまして成熟槽に送るようになっております。成熟槽ではここに4槽ございます。220トンの4槽がございまして、これに順次入れていくわけでございますが、ここで約30日程度発酵熱によりまして発酵をし、そして肥料になるわけでございます。30日ぐらいますと、その肥料となった品を今度は液肥貯留槽に送るといふふうになっております。ここは、液肥を無菌状態で貯蔵する施設でございまして、ここに溜まった液肥をバキュームカーで、散布車で農地に還元をするといふふうになっております。ですから、投入して三十四、五日、まあ40日以内には肥料になります。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 他の3町との機能の違いは。環境衛生課長。

環境衛生課長（榊崎 精司君） お答えをいたします。

3町の石田町、芦辺町も同じ自給肥料の処理をいたしておりますが、芦辺町の場合は畜尿の処理はできないようになっております。ですから、勝本町の自給肥料センターは石田と同じ処理をしております。

それから、機械室の中にはどういうのが入るかという御質問でございましたが、し尿のビニール類を分類いたしますバックセパレーター、それからビニール類等の固形物を濃縮する機械としてシサスクリーン、それとビニール類等の固形物を脱水する装置シサプレスと申します。それから、家畜尿の汚水に含まれております粗大な固形物、いわゆるわらしぶとかいうのを除去するためにFNスクリーンというのを配置いたします。それから、先ほど部長も申しましたように、調整槽が2槽、機械室の中に入ります。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 原田議員、よろしいですか。 ほかに質疑ありませんか。 28番、眞弓議員。

議員（28番 眞弓 倉夫君） この事業に対する財源の内訳とあわせて補助率等も教えていただきたいと思っております。そして、今後予想されるであろう旧勝本町以外旧3町の受け入れが可能かどうか、市長の見解をお願いしたいと思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 今眞弓議員からの質問でございますが、他の町のを受け入れるのはどうかというような質問であったかと思っておりますが、勝本町時代でこれは自給肥料センターは計画はされておまして、その点地権者、その周囲の方の同意の中では、勝本町のだけでと、よその町は入れないというようなお話があつてゐるようでございます。非常に郷ノ浦町もちょっとあるんですが、どうしても年に2回ほどは海洋投棄をしているという状況で、非常にいろいろ困っておりますが、壱岐全体の施設として何とか受け入れてもらえるかどうか、またほかの方法があるか、いろいろ検討しているわけでございますが、もしそういうことでそういう事態が起これば、ぜひお話をしなければならぬ状態になるかもしれんとは思っております。ほかの方法で何かやれないかというようなことも考えております。今検討中でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 自給肥料センターの財源でございますが、合併特例事業債を充当いたしております。充当率が95%でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 28番、眞弓議員。

議員（28番 眞弓 倉夫君） 確認しますが、合併特例債の95%ということですか、ほかに全く補助金等もなかったですか。

それと、市長の答弁でございますが、し尿に限らずほかの物件といたしますか、じんかい等もこのような状況が生まれてくるだろうというふうには思っておりますので、ぜひ95%が正確でしたら、やっぱり合併をしたわけですから、当然勝本町の皆さんも他町のものを受け入れる。また、ほか3町の皆さんもじんかい等についても受け入れるというような状況が発生するかと思います。

ので、ぜひし尿についてもやっぱりどういう不測の事態が起こるかもわかりませんので、ぜひ搬入できるように努力していただきたい。

財源内訳について、もう1回詳しくお願いをいたしたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 財政課長。

財政課長（久田 賢一君） この事業には補助金は全く入っておりません。すべて起債事業でございます。ですから、起債の充当率が95%ということになっております。

議長（瀬戸口和幸君） 眞弓議員、よろしいですか。（「はい。」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。35番、長岡議員。

議員（35番 長岡 末大君） 液肥の量が約2,000トンぐらいになりますよね、ですね、2,000トンぐらいの量が大体、まあ石田と芦辺にもこの装置があって、石田は大体とんとんで行きよると、芦辺の状況はよくわかりませんが、勝本で2,000トンぐらい、これは全部満タンになれば2,220トンぐらいになるわけでしょうけど、勝本以外のところにも持って行って液肥としてまくわけですか。その辺の取り組み方、いわゆる将来的に、いやもうだれも農業はしよらんけんまけんばいというふうになったらどういうふうな処置をするのか。また、どこか農協あたりとタイアップしてまくのか、このまく方法っていうものはどういう形でやるのかちょっと教えてくれませんか、その辺を。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（園田 省三君） お答えをいたします。

まず液肥の量2,220トン、これを勝本町内で需要できるかということと思いますが、これについては、現時点では勝本支所内で液肥の需要は不透明でございまして、はっきりしたことは申せませんが、平成15年、これはまず主に液肥を利用するのは飼料作物、イタリアン、ソルゴー等が主になるかと思えます。平成15年の飼料作付面積等を調べまして、それで、これは数字的なものですが、計算をした時点ではある程度処理できるのではないかという数字が出ております。

それから、勝本以外にもまくのかということでございましたが、まだはっきりしたことは決めておりませんが、先に島内全部にまず周知をするようになるかと思っております。それで、需給申し込みがあった所に持って行くというような形になるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 35番、長岡議員。

議員（35番 長岡 末大君） いいですか、今聞きよりますと、まだ先行きは不透明だと。2,000トンの液肥ができて、売り先もなければ入れる所もないのに、まずこういうのを先に

つくって、だれか引き取ってくれませんか、もう海には捨てられませんよ、あなた方はどうい
この計画を、僕はできないとは言わん、しかし不透明なものを4億、5億かけてつくってどげん
するとですか、引き取り手がなかったらあなたたちは自分の家に持って帰りますか、これはでき
る前だから私は言うんだけど。不透明なものをなんでんかんでんやりやあいっていうもんじゃ
なかつじゃないかな。計画がこうなったから、なぜならこれが不透明な、もう先に農協ともそう
いう話ができちゃって、飼料畑にまけば肥料になるから、だからこれをつくるんですというよう
なことであるんじゃないかと、ちょっと計画がずさんじゃないかい。不透明なものはまだよく練
り込んでからつくるべきじゃないですか。

それから、僕も先にちょっと聞けばよかったんだけど、1日に勝本町のくみ取りがどのくらい
あって、2,000トンの量が何カ月でどういうふうになっていっぱいになるんだということ
先に聞きゃあよかったけど、その辺もちょっと教えていただきたいと思いますが、今の段階では
勝本町以外の者はここには入れることはできないわけですから、そういう話を聞いておりますが。
しかし、あなたたちも、大体不透明なものをこうやって先につくって、行き先はまだ全くわから
んという、ちょっとおかしいと思わないかな。もう1回ちょっとその辺を答えてくれませんか。
税金を何と思っているのですか。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 長岡議員にお答えします。

おっしゃるとおり、今の答弁のは不適切だったかと思っております。私聞いておりますには、
一応勝本町で処理をするというようなことで、それで対応できるとは聞いております。しかし、
私はやはり全島的に供給者が、望む方があればそういう形にもっていきたいと思っております。
今液肥が石田町、芦辺町やっておりますが、その需要はあるということで、そういう調査もし
ておると聞いております。

議長（瀬戸口和幸君） 35番、長岡議員。

議員（35番 長岡 末大君） 市長の答弁はわからんでもないわけですが、僕は取り組み方を
やっぱり今後の環境対策、いいですか、郷ノ浦町は何億も、何十億もかけてああいうものをつく
って、やはり環境を害さないようにしていきよるんですよ。じゃあ、方法としてそういうとも考
えるべきであつたらうと思っておりますが、まあいわゆるさっきのだれかが買うてくれるじゃろう、使
ってくれるじゃろう、というようなことでやられたら困ります。今後のやはり物の、仕事の取り組
みにやっぱり十分根を入れてやってもらわんと困りますよ、税金ですからね、皆さんの。厳しい
血税を突っ込みよるわけですから、先々のまだわけくちはわからんばつてん、まあつくらなきや
いかんけん造るとたいと、そういうような考え方で税金を簡単に使ってもらっては困ります、よ
ろしいですか。はい、終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。31番、江川議員。

議員（31番 江川 漣君） 落札、きょう見せていただいた限りでは、最低価格に落ちているので、飛び込みはなかったのだらうと思いますけど、金額を見てみれば2番札とは500万、まあ5、6、7とありますし、特に1,600万も価格差がございます。どのような見積もりをしているのかなあと、ちょっと思わぬでもありません、この表を見る限りでは、先ごろ行われた県道の落札状況によれば、12業者ある中に11業者が飛び込んだというような厳しい入札状況にある中に、これほど落札価格に差があるのが正常だったのかなあと、私たちは単純に思うわけですけど、いかがなものでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 入札の件でございますが、いつも同じ設計書に基づいてそれぞれ業者の方が積算をされて投函された価格だと思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 31番、江川議員。

議員（31番 江川 漣君） わかりました。そちらではそのような答弁しかできないだろうことは大体承知しておりますけど、現実にはそういう状況が同じ島内で起こっております。指名業者12業者のうち11業者が飛び込んだと、そういう厳しい中に当然目を光らせておることとは思いますが、今後も公正を図って入札をしていただくように注文をいたしておきます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 液肥の配付の問題ですが、以前これは町内、合併する前につくった場合の、いわゆる散布の状況は旧町内で消費ができるということを我々は説明を受けておりましたが、今同僚議員の質問の中でほかの梓町を越えた所の要望があればという質問がありましたが、町内でもし飼料作物のふとりぐあいではやれない場合も起こり得ますし、そういう場合は島内に配付して当然しかるべきだと思います。

それと、もう一つは、今後の問題ですが、勝本町が土地を求めましたのは合併の問題が決まる、話に上らない以前の問題でありますし、合併が将来行われるんじゃないかという予想は多少ありましたが、いずれにしても地権者は町内分に限るといった厳しい条件はつけられております。しかし、今後の方向として、4町つくる時期が別々でございますし、ほかの3町も、まあ石田町のが一番新しいかと思いますが、郷ノ浦町も大抵もう年数が近づいていると思いますし、芦辺町がその次に来ると、そういう関連の中で、市になって旧町の枠をそれぞれの地域がシャットアウトするようなことでは行政は進まないと思います。したがって、地権者の御理解を得た上で、あるいは工事をする場合は、例えば郷ノ浦町がつからないかという年度がわかった場合に竣工するま

では1年を要します。そういう対応まで拒否してもらっては、これは困るわけなんです。そういうことを執行部も我々議会も判断をした上で、住民の理解を得なければいけない、今後の方針として。そういう点を執行部は十分肝に銘じてやっていただかないと、し尿処理だけの問題に限られません。ごみ焼却場の問題もそうであります。したがって、我々自身は合併をいたしました現在では、その建設費は島民の負担になるわけですから、そういう面では、それぞれ地域の施設の旧地権者に御理解を得るような努力を執行部全員、あるいは議員も含めてやっていただくように強く要望をしておきます。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。34番、榊原議員。

議員（34番 榊原 伸君） これの入札状況を見ますと、普通であればもう共同企業体というのは、島外業者と島内業者で一応、私の今まで知る範囲では共同企業体を組んでいたと思いますが、この共同企業体はどちらも同じような企業が共同です。なぜこうされたのか、ちょっと御説明をいただきたいのと、それから、この工事の中で3つが大きな工事と思われるんですが、機械設備工事、外構工事、それから植栽工事ですか、今までのこういう高額の金額になった場合は、例えば機械とか給排水とか電気とか分けて入札があったように思いますけども、今回なぜこのように一体でされたのか、こう見ますと、この中で機械に詳しいような業者もいらっしやらないようでございますが、その辺のいきさつを御説明をいただきたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（榊崎 精司君） お答えします。

共同企業体の組み方といたしましては、壱岐市の特定建設工事共同企業体取扱要領ということが壱岐市で規定をされております。その中で、共同企業体の組み方としましては、島外業者と地元業者の組むのが一つの方法と、それと市内業者のみで共同企業体を組む2つの方法が規定をされておる中で、今回は市内建設業者の育成、それと経済的地位の向上を図ることというようなことを照らし合わせまして、島内業者のみで入札をいたしております。

それから、機械工事につきましては、これにつきましては、発注が1社に限られるわけです。そうしますと、市の規定では隋契ができない金額になっております。ですから、一応共同企業体で入札をして契約をして、そして機械業者がその下請に入るというふうになっております。

それから、電気とか管工事につきましては別途入札を予定をいたしております。ですが、一応本契約が議会から承認を得ないと電気と管工事が入札ができませんですから、きょう承認をいただければ、電気と管工事については後もって入札を予定をいたしております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 34番、榊原議員。

議員（34番 榊原 伸君） 今の説明でわかったわけですが、参考までにお尋ねしますけど

も、この機械設備工事一式で大体金額的に、大枠でいいとですが、どのくらいかかるものかわかりましたら、わからねばいいですけども。

議長（瀬戸口和幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（榊崎 精司君） おおむね2億程度でございますが、これはアサヒ化学という業者に機械はなりますが、ここと機械器具を1社と随契をしますと、例えばトラックスケールなんかはこの機械設備の中に入っておりますが、元請の方で発注はできるようになってまいります。ですから、地元育成のためにはこの方法がよかったんじゃないかと考えております。（「はい、わかりました。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。56番、赤木議員。

議員（56番 赤木 英機君） これは家畜と人ふんということでございますけど、まず家畜人ふん両方個別にしまして日量の処理能力はどのくらいあるもんか、それと先ほど財政課長が申されましたように、特例債を95ということでございますけど、私は財政詳しくはございませんが、本来ですとこれは農水の方で、今畜産公害も叫ばれておりまして、放置しますと罰金制度も出ていような状態でございますので、恐らく農水の方、これは特例債だから、を使うから、農水なんかの補助は使えないということでしょうか、その2点を尋ねます。お願いいたしたいと思いません。

議長（瀬戸口和幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（榊崎 精司君） し尿の処理量の内訳でございますが、し尿につきましては、平成15年の実績が、勝本町で5,929トンになっております。ですから、1日当たり16.5キロリットルの365日、6,000トンを予定をいたしております。それと畜尿につきましては、現在勝本が牛の肥育頭数が約2,500頭でございます。それで、2,500頭が排出する20%を本施設で処理をするということに計画いたしております、5.5キロリットルになります。合わせて1日に22キロリットルになります。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 休憩します。しばらく休憩します。

午後2時23分休憩

.....
午後2時26分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 補助事業に該当しないかということでございますが、50%以上の家畜尿の処理ができませんと、一応補助対象にはならないということになっておりますので、合

併当時に単独事業ということで取り組んだわけでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 56番、赤木議員。

議員（56番 赤木 英機君） 50%以上ということ、人と家畜とのあれをして、それが50%以上家畜がないと補助事業にならないということですか、例えば20トンですと家畜が10トンなければいけないと、そのような規定がありますか。

議長（瀬戸口和幸君） 農林課長。

農林課長（白石 廣信君） 旧勝本町時代にこの施設を農林関係の補助事業でできないかということで検討もいたしました。その中で、まず本来の目的が人の尿ですね、特にし尿の処理がまず第一の目的であるということ、それは家畜尿とし尿との比率からして、まあ家畜尿の方が極端に少ない、そういった中で本来の目的はし尿の処理であるということでもあります。そうした中で、費用対効果でクリアできればそれでも補助の対象にはなってくるわけでございますけども、本来の家畜のし尿の処理が目的じゃないということで、その液肥から出る利益によってこの費用対効果を出さなければいけない、そうした中で液肥と他の肥料との使い分けで、液肥を使った方が飼料作物等に増産ができます。そういったもののもろもろを含めまして建設費用の分のその費用対効果が捻出できるかと言いますと、それが不可能でございまして、農林水産関係の補助事業というのは断念したという経緯がございます。

議長（瀬戸口和幸君） 56番、赤木議員。

議員（56番 赤木 英機君） それでは、旧石田町は何でできたんですか。石田町は、例えば人ぷんが20トンありますと家畜は10トンじゃったんです。簡単に比較してみますと。それでも補助事業で、私が今申し上げているのは、どうも近ごろ特例債という簡単に使える金が、努力せずに、そんなのがあるから、どうもそれの方ばかり使って、しかしこれは御承知のように理論算入の交付税ですから、7割今やると言ってもいずれは来ないかわからんわけです。ですから、私は農水の方に、果してそれ、旧勝本町のときは知りませんよ、しかし今市になったんですから市の方向で考えていかないと、旧を引っ張っとったんじゃあいつまでも何もできませんし、果して、私また農水の方を調べてはみますけど、果してそれができないものか何か、できないことはないと思います。

なぜかと申しますと、今いろんな混住社会になってきているわけです、こういう農村地帯も。そうなりますと、一番叫ばれておるのがこの畜産公害なんです。これに農水が金を出さんという方向はないと思います。それでなくても今堆肥盤の中に屋根もつけなかったら、農家を10万円以下の罰金とかなってるでしょう、そういう厳しく規制する中に、国は金を出さないと口だけ出すと、そういう、恐らくこれは地方はもう少しそれができないんだったら物を言わないけませんよ。国、県が言うことを聞くんだったら議会も要らない、市長も要らないんです。私たちは上に

物を言うだけに議員になってきているわけですから。

それで、よく調べてみてください、これはもったいない金ですからね。今こうして工事するからと言うて、今かけられて初めて私たち見まして、今お聞きしとるわけですが。これは金の使い方が、いや私はごく最近でも見ましたが、うちの石田の方のマリンパ、台風で被害あったら共済掛けてるのに共済取らずにマリンパの方から金を出してくれと、そんな職員もおられるんです。共済掛けとって共済の申請してないんですから。そして、今年たってから写真のないですかと。自分の家が壊れたらだれでも最初は保険から取るでしょう、自分の金を出さん工面して、ましてこれは税金ですよ、個人ならいいですよ。これはまあ例です、この入札とは直接関係ございませんけど。ですから、農水、本当に農水が出ないんですか。もし調べて出るような農水のお話ができたらしらどうしますか、自信持って答弁なさいますね、そしたら私も下がりますけど。

議長（瀬戸口和幸君） 農林課長。

農林課長（白石 廣信君） 先ほど申しましたように、まずこの施設の目的、これがまずし尿の処理というのが第一の目的になっております。それに畜産の尿、これも一緒に入れようということでございます。そうしたことで、まず畜産の尿、また堆肥等、これの処理を目的としたその施設であれば農水の関係の補助というのは対象になってきますけども、本来の目的が人のし尿の処理ということございまして、そのためにできた液肥からの費用対効果というのが必要ということで、これは市長、また長崎県等も協議をいたしまして、どうしてもだめだったということでございます。ただ、費用対効果を1以上に上げ切れれば、それは費用対象が可能でございましたが、検討する中でその効果を上げることができなかったということでございます。（「議長、ちょっと休憩とってください。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 赤木議員から休憩の動議が出ておりますが、休憩という要求がっておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） じゃあ異議なしということで休憩します。

午後2時33分休憩

午後2時34分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

3回を超えますが、会議規則56条のただし書きの規定により特に許可いたします。赤木議員。議員（56番 赤木 英機君） 今、石田支所長が説明しましたように、その2分の1は出たという、出したと、畜産の方出したということでしょう、うちの今のこの施設は畜産の全く一つも95の起債、特例債でやるということですから、全く畜産の方1円も出てないじゃないですか。

そこのところを私はお聞きしとるわけです。（「議長、60番」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） ちょっとお待ちください、60番議員。農林課長。

農林課長（白石 廣信君） 繰り返し同じようなことになってまいりますけども、まずは費用対効果というのが一番の課題となったところでございます。特に費用対効果というのが国の補助事業の中で厳しくなったのが、ここ3年ほど前から急に厳しい状況になっておるところでございます。以前の勝本町におきまして5年ぐらい前にこの実施になるような状況であれば確かに補助の対象になってきたかとは思いますが、しかし、3年ぐらい前にそういった費用対効果という面が厳しくなった面がございます、対象にならなかったというところがございます。

議長（瀬戸口和幸君） 56番、赤木議員。

議員（56番 赤木 英機君） 私だけ時間とりますと何ですが、本来ですとこれは、まあここにこれだけもう活字になってきていろいろ言うのも何ですけど、本来は今後もこれに限らず、いろんな面でやはり何か有利な方法はないか、その努力はやっていただかないと、金というのは幾らあっても、今みんな財政厳しいとおっしゃるとるでしょう、使えば幾らでも使えるわけです。しかし、方法によってはその財政をうまく生かせるわけですから、それだけお願いいたして、もう質問は私だけいたしますと何ですから、後で私の方もまた調べてみます。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 議員の質問の要点に対する的確な答弁が出てこないところに長引くというふうには私は感じました。具体的に申し上げますと、今赤木議員の質問に、石田町では人ふんとふん尿と併設して畜産の廃棄物に対して補助金がもらえたと、勝本の場合は同じ方法でやるのになぜ補助金が見つからないのかというのが一番大事な点でありまして、その答えで私が判断しましたことは、石田町の場合は50%が畜産のふん尿と、勝本町の前の申請の段階での分析では20%しかない、それで畜産の部分には乗らないんだというふうには私は理解をしておりますが、農林課長、私の今の質問と指摘に対して間違いであれば答弁を願います。

議長（瀬戸口和幸君） 農林課長。

農林課長（白石 廣信君） 原田議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 31番、江川議員。

議員（31番 江川 漣君） 液肥に関して、まあし尿でしょうけど、20%というお話ですけど、先ほど課長の説明では3分の1あるように私は思っておりますけど、まあそれはさておくとして、約1日に20トンですね、2,000リットルやるためには100日、大体6,000リットル余り出るですね、この液肥貯留槽にたまる量が2,000リットル、まあもちろん端はありますけど、そしたら大体100日ですよ、3回以上出る、じゃあ6,000リットル以上出るということですね。今壱岐の田畑は大体4,000町歩と言われております。4分の1としても

1,000町歩、1反に約6トンですか、6トンをまくということが可能かどうか、皆さん方専門じゃなかか知らんですけど、大体農地に入れられるときは年に2回しかなかったです。年に2回です。それを3トンずつ入れ得るかです。これは勝本町の田畑としたとき、多分勝本町でそれだけは入れ切らないと思います。なら、壱岐全体に供給しようということになると、であれば当初から他の町からも搬入していいということを経験に打ち出すべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。もしこれが、先ほど課長が言われたように16キロ、5キロなら20キロ以上ですよ、100日で満タンにします。年に3回はかりますよ。それだけの量をはかせるためには勝本町ではほとんど不可能です。はっきり言っときますけど、畑に入れられるときは年に2回しかありません。1回ないし2回です。ですから、これは壱州中にまかなければだめだと、そういう数量です。であるなら、当然壱州中の者も受け入れるということを経験に決めるべきです。それは強く要望しておきます。まあ、どのようにするのか、検討ぐらいではだめだと思います。はっきり市長の口から答弁をお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 私が伺っているのは、勝本町内で消費できるというふう聞いております。江川議員の言われることがどうなのか検証しまして、もしそうであれば全島に、先ほども申しましたが、処理の方はお願いしたいと。そして、受け入れの方は先ほども申しましたように、地元とそういう協議がっております。そういうことで、いろいろ今後検討していきたいと、このように思っております。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。22番、鵜瀬議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） 先ほど来処理能力が1日22キロリットルと言われましたけども、今現在壱岐島内において、壱岐市として合併浄化槽の推進をされております。勝本町においても合併浄化槽がふえているかと思えますし、また農協におきましても牛の増頭計画を推進され、全体で7,000頭ほどの牛を飼育するということと言われてますけども、この1日の処理能力が今後そういった場合、合併浄化槽がふえていって牛がふえた場合に、また牛の畜尿の率が上がった場合の、それだけの処理が1日にできるのかどうかという点と、できてからの管理運営体制がどのようにされるのか、いろいろとことしの4月からは指定管理者制度も始まりますし、ほかの他町のように管理組合等をつくられて、いわば第三セクター的な形でされるのか、その辺もお伺いします。

そして、最後に、今回これをつくれるようになったのは、ロンドン条約において海上投棄ができなくなるということもあったかと思えますけども、この海上投棄は、まあ二転三転していますけども、最終的にはいつまで海上投棄ができるのか、その年月日等も教えていただきたいと思えます。

議長（瀬戸口和幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（榊崎 精司君） お答えをいたします。

合併浄化槽の普及と相まって処理量が減ってくるんじゃないかという御意見かと思いますが、合併浄化槽はかなり普及はいたしておりますが、それとあわせて簡易水洗の普及が多いわけです。ですから、くみ取りよりも簡易水洗の場合は倍程度同じ家族では汲まなければならないということで、いたちごっこかなと思っております。

それから、多頭飼育で7,000頭が計画されておるといってございまして、一応本施設の処理量は22キロでございますが、安全率を30%程度見ております。ですから、石田町も芦辺町も安全率30%を見ておったおかげで現在30%増の処理ができております。将来恐らく処理量は増加するものと考えております。

それから、ロンドン条約の最終期限は平成19年の2月でございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 課長、管理運営の方法。

環境衛生課長（榊崎 精司君） 失礼しました。管理運営につきましては、従来芦辺、石田が環境管理組合で処理をしておりますから、環境管理組合に収集車が1人、それと散水をされる方が3人、計4名を雇用をしたいと予定はいたしております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 22番、鵜瀬議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） 今課長の答弁では、処理能力に関しましても今後増加しても大丈夫だろうということではありました。それでは、ロンドン条約が19年の2月まで海上投棄ができるということですけども、じゃあ勝本町においても今度来年の3月27日に竣工するわけですから、それ以降は海上投棄が、まあ郷ノ浦町を除いてなくなるということと考えるとよろしいのか、そして管理体制につきましては4人体制でされるということですが、これはもうすべてその管理組合の方に、採用等もつきまして任せられるのか、その辺もよろしく願います。

議長（瀬戸口和幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（榊崎 精司君） 当然勝本町の海上投棄は平成18年の4月から中止をいたします。

それと、環境管理組合の体制については、鵜瀬議員のおっしゃったとおりでございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 22番、鵜瀬議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） ということは、海上投棄につきましては郷ノ浦町のみ残るといってことですが、今後19年2月で廃止されるということなので、吉崎市が合併しましたので、そう

いった海上投棄等の問題も含めまして、全島的にこの人ぷん処理に限らず、畜尿を含めたごみの問題等につきまして、さらに総合的な計画を進めていかれるよう要望いたして終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。45番、吉富議員。

議員（45番 吉富 忠臣君） ただいまの課長の答弁の中で、管理につきましては環境管理組合と雇用を4名予定をしておるといようなことを言われました。この雇用についてはやはり地元のお話し合いの中で、地元からぜひというふうなお話があったものか。それから、液肥の利用の方でございますけれども、また液肥利用につきましては、例えばリッター幾らであって、そして地元の利用は幾らで、格安でというふうな、そういった液肥利用についての料金的なことと雇用について、2点お尋ねをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（榊崎 精司君） お答えします。

管理の雇用につきましては、旧勝本町時代に施設作業員の採用については地元希望者を優先いたしますということで、町長と公民館の代表の方と協定書がございます。

それから、液肥の料金でございますが、現在芦辺町がトン当たり250円、石田が300円でございますが、これにつきましては統一をしていかなければならないというふうに考えてはおります。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 45番、吉富議員。

議員（45番 吉富 忠臣君） 液肥の利用の料金のことでございますけれども、今250円と300円ということが出ております。これは、まあどちらかに合わせられると思っておりますけれども、もうどこが、例えば郷ノ浦町が利用してもその値段、変わりはないというふうになるわけですね、そういうふうに理解しとけばいいわけですね、はい。

以上で終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。8番、町田議員。

議員（8番 町田 正一君） これは旧勝本町の時代の継続事業でもありますし、さっきも言ったように平成19年からは海上投棄が禁止されるということで、じゃあつくらんでいいのかという議論にはならないと思っておりますけれども、先ほど赤木議員が言われたことは、私非常にするどい質問だなあと思って感心したんですが。答弁がさっぱりよくわからないので、もうちょっと質問したいんですが。

まず、現在の各町、別に勝本だけじゃなくて、まあ壱岐は第1次産業、特に今後も壱岐牛の積極的な増頭というのを考えておるわけですが、各町の畜尿とそれから人間のこうやった処理の状況は今どうなっているのかとか、割合をまず教えてください。

それから、2番目に、当然先ほど言われましたけれども、畜尿だけの処理施設だったら農林水産関係の補助があって当然ですよ、そしてまた畜尿と人間の尿の、ふんも含めて、そういった混合施設については、畜尿の割合によって補助するかどうかが決まってくるみたいな形に私は理解したんですけれども、まあ今回の勝本の場合は20%程度なんで補助金が出ないということだったんですけれども、それだったら別に人間の処理が優先せんでも、畜尿の処理施設つくってその中に人間のやつを入れたら、この方がはるかにそれこそ農林水産関係の補助金が出るのであれば、そちらの方を最初に考えるべきだと思うんですけども、そこら辺はどうなんですか、ちょっとお答え願いたいと思うんですけど。大体どのくらいまで行けば補助金がもらえるわけでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 農林課長。

農林課長（白石 廣信君） まず最初の畜尿とし尿の割合ということでございますが、きょう資料を持ちませんので、必要でしたら後でお届けをしたいというふうに思っております。

それから、補助の対象になるならないというところでございますけども、まず事業の本来の目的というのが一番最初に来ようかと思っております。その中で、し尿の処理が目的なのか畜尿の処理が目的なのか、それによって補助の対象となるところが違ってきます。まあ本来ですと、し尿の処理が目的であれば、農林じゃなくて環境関係の補助事業というのも検討されたんじゃないかと思っておりますけども、処理の方法が最終的に液肥をつくるといったことで、その環境の方の補助が対象にならなかったということで、それでは農林の関係の補助がないかといったようなことで検討したところでございます。

割合につきましては、私たちが考えておるのは、まず半分以上をその畜産関係の、そういった畜産の尿、それから堆肥等の処理が半分以上であれば農水関係の補助等の対象になってくるんじゃないかと思っております。ただ、現在では先ほどから言いますように、費用対効果といったものをすべて検討するようになってまいりまして、その辺のことがクリアできればそれぞれの対象になってくるというふうに思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（榊崎 精司君） 壱岐市一本でどのくらいの処理がなされておるかというような御質問だったと思いますが、芦辺町が これは15年度でございますが 7,593トンで、郷ノ浦町が8,885トンのうち海上投棄が1,000トン、そして浄化センターで処理しているのが7,885トン、それと石田町が5,900トンで、し尿が3,900トン、畜尿が2,000トン、割合として畜尿の処理が33.90%になるかと思っております。それと、勝本町の海上投棄が5,929トン、5,930トン程度でございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 8番、町田議員。

議員（8番 町田 正一君） よくわからないんです、正直いって。そういうふうな形で言われるんだったら、この混合施設をつくるから補助金が出ないんであれば、今後の壱岐のこと、将来のことを考えたら、当然畜尿の専門施設と、補助金が出ないんであれば、人間だけの処理施設は別個に考えた方が基本的に安上がりじゃないんですか、どう考えても。まあ今からは、先ほども眞弓議員とか言われておるように、確かにこの事業については合併特例債でやるというふうに、旧3町のそれぞれの処理施設はちょっと基本的に性格が私は違うと財源的に思っています。だから、地元住民との確かに協定もあります。これ芦辺町でもこういったし尿処理施設じゃないですけども、芦辺町もごみ処理の施設は地元住民との相中で、もう期限が19年か20年で終わります。恐らく他町のごみをじゃあこれ受け入れるかと言ったら、相当抵抗もあると私は思っております。今後のことを考えたら、この施設でさえ他町のそういった分を受け入れないとすると、もしこれ受け入れられなかったら芦辺町だって受け入れませんよ、そんなもん。絶対どこの住民だって、そんなの当たり前のことです。先ほど市長は、継続して住民と対話を進めていくと言われましたけども、ぜひ、そのときになってからじゃなくて、もうできるだけ早い機会に、この地区の住民等の話し合いはぜひ、それは要望として私もぜひ今のうちに進めてもらいたいと、これは思います。

それから、よくわからないのは、じゃあこれ畜尿だけの処理施設と人間の分の処理施設を、これ分けてしまった方が安上がりじゃないんですか、一つにする必要があるんですか、この施設の中に2つつくってれば、その方がじゃあ、片一方は補助金がついて片一方は補助金がつかないんだったら、その方が安上がりじゃないかと私は素人考えで思うんですけども、そこはどうなんでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 町田議員、最初によその町に分まで受け入れる何とかについては、原田議員のもう答弁で、要望でも出ましたから、その件はよろしいですね。あと、畜尿と人ぶんですか、それを分ける件については、今の段階でどうなんでしょうか、答えられますか、執行部。予算の段階だったらちょっとできますけど。（「議長、議案に沿った質疑、討論をしていただきたいと思います。議案よりもちょっとかけ離れている、予算じゃありません。工事請負契約の議案でございまして、議案に沿った討論をしていただきたいと思います。」と呼ぶ者あり）

今それをちょっと言おうとしているんですが、今の段階ではもう契約までやるということでゴーがかかって、契約をオーケーするかどうかの、まあどこが区切り目になるか私もわかりませんが、予算の段階で出るんであればちょっと問題ですが、そこら付近は私もわかりませんが、一応今の段階ではちょっと無理じゃないかという見解を私は持っております。（発言する者あり）いや、それだから、執行部側に答弁できるかどうかうながしております。（発言する者あり）

り) 8 番、町田議員。

議員(8 番 町田 正一君) 僕は当たり前の質問だと思うんです。もっと安くできるのであれば、何でそういう方向を検討できないのかと聞いてるわけです。別に今回だけじゃないですよ、これ、処理施設は。芦辺町が今一番多分古いと思うんですけれども、また同じような処理施設をつくるわけです、何年か後には。当然、じゃあ議会はその場で出された資料の、この検討だけを可決せいというんだったら、議論なんかする必要ないですよ、そうでしょう。将来にわたってあと何年か後には、芦辺町だってもう20何年ぐらいには多分これ同じような処理施設は必要になるんです。各町だってもそうだと思います。私はだから、もしそれが畜尿と人糞、そういった処理施設を一緒にするんが、こうやって金が、補助金が出ないというんだったら、分けた方が、今後はもう検討して、畜尿は畜尿の専門処理施設をつくる、人間のし尿処理の施設は別にした方が補助金の関係で安くなるんじゃないかと質問してるわけです。それを何で文句言われなにかんのかと言うんです、僕は。これは当局ちょっと答えてくださいよ、それは。

議長(瀬戸口和幸君) わかりました。じゃあ一応審議を進めるということで今意見があるようでございますので、執行部側答弁をお願いします。環境衛生課長。

環境衛生課長(榊崎 精司君) お答えいたします。

市の将来のし尿処理につきましては、旧4町1施設として計画をしていかなければならないと思っております。

それと、壱岐一本化のし尿処理場につきましては、水処理の施設でないとは補助対象になりませんから、水処理を選定していかなければできないのかなと思っております。

それと、この水処理の中にはし尿は投入はできません。ですから、畜尿については自給肥料の施設でのみ処理をしていかなければならないのかと考えてはおります。

以上です。

議長(瀬戸口和幸君) 町田議員、よろしいですか。

議員(8 番 町田 正一君) いいです。

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) ほかに質疑がないようですので、議案第1号についての質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号自給肥料供給施設建設工事請負契約の締結については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(瀬戸口和幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号について、委員会付託を

省略することに決定いたしました。

これから議案第1号自給肥料供給施設建設工事請負契約の締結について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号自給肥料供給施設建設工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第1号自給肥料供給施設建設工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

〔40番 倉元 強弘議員 入場〕

議長（瀬戸口和幸君） ここで休憩します。再開は15時15分とします。

午後3時05分休憩

.....
午後3時15分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

日程第4・議案第2号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第4、議案第2号中央水処理センター（本体）建設工事請負契約の変更について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 議案第2号中央水処理センター（本体）建設工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

中央水処理センター（本体）建設工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成17年2月14日提出、壱岐市長。

記。1、契約の目的、中央水処理センター（本体）建設工事。2、変更後契約金額、金7億9,066万8,900円（現契約金額、金7億8,466万8,150円）。3、契約の相手方、長崎市万才町7番1号、株式会社奥村組長崎営業所所長横山晃。

次のページをお願いいたします。説明事項でございますが、工事名、中央水処理センター（本体）建設工事。工事場所、長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦でございます。位置図につきましては、資料の1になっております。

工事内容については、土木工事、建築工事の追加工事でございます。

まず、土木工事の仮設工事（山留工事）につきましては、資料の2の赤い印の所でございますが、仮設工事におきまして矢板打設工事をしておりましたところ地盤状況が悪くなり、アースオーガ工法での施工を14本追加して、延長が7メートルほど追加されたものでございます。

次に、本体築造工（誘発目地材）216メートルにつきましては、資料3の赤い部分でございますが、処理槽の管路の部分に誘発目地材を使用し、場内の衛生面と外観の仕上がりをよくするために実施したものです。

次に、建築工事の金属製建具工事（固定ガラリ）5カ所につきましては、資料の4の赤い印の部分でございますが、これは管理棟の外観等について打ち合わせをする中で、外部の換気ガラリの形状及び塩害に対する材質仕様の変更をしたものでございます。

工期につきましては、着工、平成16年3月1日、完成、平成17年2月28日、工事日数365日間でございます。

以上で、議案第2号中央水処理センター（本体）建設工事請負契約の変更についての説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 本議案に対する説明が終わりました。

お諮りします。本議案は工事請負契約の変更でございますので、議案研究のための休憩を省略し、審議を続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） では、議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。23番、中田議員。

議員（23番 中田 恭一君） ちょっと1点だけ、確認で質問したいんですけども、この契約変更の部分の仮設工事の山留工事は現状を見ての変更でわかるんですけども、その後の誘発目地材と金属建具工事というのが入ってますが、これは当初の設計で入れられなかったんですか、何か突発的なあれで変更になったものか、何で当初入っていないのが必要になったのか、ちょっとその辺の理由だけを教えていただきたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 質問にお答えいたします。

当初誘発目地材につきましては、外部部分につきましては後で土ロウによりまして埋め戻しをするために若干の漏水修理等をしましても目立ちませんので、このような目地材を使うことは考えておりませんで、その後検討する中で、まあ処理槽でございますので、その辺を十分考慮して、その後検討した次第でございます。

終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 中田議員、よろしいですか。 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はないようですので、議案第2号についての質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号中央水処理センター（本体）建設工事請負契約の変更については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号について委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第2号中央水処理センター（本体）建設工事請負契約の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号中央水処理センター（本体）建設工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第2号中央水処理センター（本体）建設工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（瀬戸口和幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成17年第1回吉岐市議会臨時会を閉会いたします。

午後3時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成17年 2月14日

議 長 瀬戸口和幸

署名議員 立石 和生

署名議員 坂口健好志

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員